令和５年度金沢市事業者集団指導

自然災害ＢＣＰの作り方　～ 策定実務編

令和５年１０月

公益社団法人　全国有料老人ホーム協会
事業部部長　　松本　光紀

◎本講演の主眼

○当協会は、事業者が適切かつ有効なＢＣＰを策定し運用できるよう「有老協・自然災害ＢＣＰモデル」を策定しています。

○今年度の金沢市集団指導は動画配信によるものですが、市ＨＰ上のＢＣＰモデルの解説動画を視聴したうえで、この、策定方法に関する実務面での注意点の動画をご視聴ください。

（参　考）

◎ある自治体でのＢＣＰ策定状況

策定済みである	43.0%
策定中である	41.2%
未策定である	15.8%

◎令和６年４月１日以降の策定義務を知っていたか。

知っていた	87.3%
知らなかった	12.7%

１．「有老協 自然災害ＢＣＰモデル」の構成について

（１）基本構成

A．基本計画

A-1．基本方針　　A-2．被災リスクの想定
A-3．発動基準　　A-4．優先業務の設定
A-5．ＢＣＰの見直し（PDCA）

↓

B．平時対応

B-1．避難計画策定　　B-2．研修・訓練の実施
B-3．インフラ停止の準備　　B-4．物資の備蓄
B-5．建物・設備の点検　　B-6．人的体制

↓

C．発災対応

C-1．発生後業務の策定　　C-2．復旧対応
C-3．外部連携

（２）法令等の要請

事業者のご質問・ご意見≫ＢＣＰについて市のガイドラインはあるか。

①金沢市有料老人ホーム設置運営指導指針

８ 有料老人ホーム事業の運営

⑸ 業務継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

②厚生労働省

ＨＰでＢＣＰ策定の「ポイント」をガイドラインとして説明。ひな形はない。

（有老協モデルはこの内容を網羅。）

Ａ-２．被災リスクの想定

事業者のご質問・ご意見≫
〇想定以上の被害が起きた場合を考えると、ＢＣＰの想定は、どれくらいがベストなのか。
〇内水氾濫が起こる危険性のある地域を教えていただきたい。

◆有老協モデルでは、地震について仮に「震度５弱以上」をホームのＢＣＰ発動要件としているが、ホームの立地や躯体・構造によって異なる。

◆ホームが立地する地域でどのような災害リスクがあるかを知るには、
　〇市が公表するハザードマップ
　〇国土交通省・ハザードマップポータルサイト
　〇国土交通省・地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）
等を用いて、起こりうるリスクを特定する。

◆金沢市の地震被害想定

〇震源地 森本・富樫断層帯中心部直下の場合
〇規模 マグニチュード 7.2
〇市域内の震度 震度4以下～7
〇建物被害棟数 約31,700棟（非積雪時）
〇焼失棟数 約5,100棟（冬18時）
〇避難者数 約193,000人（冬18時）
〇死傷者数 約14,000人（冬5時）

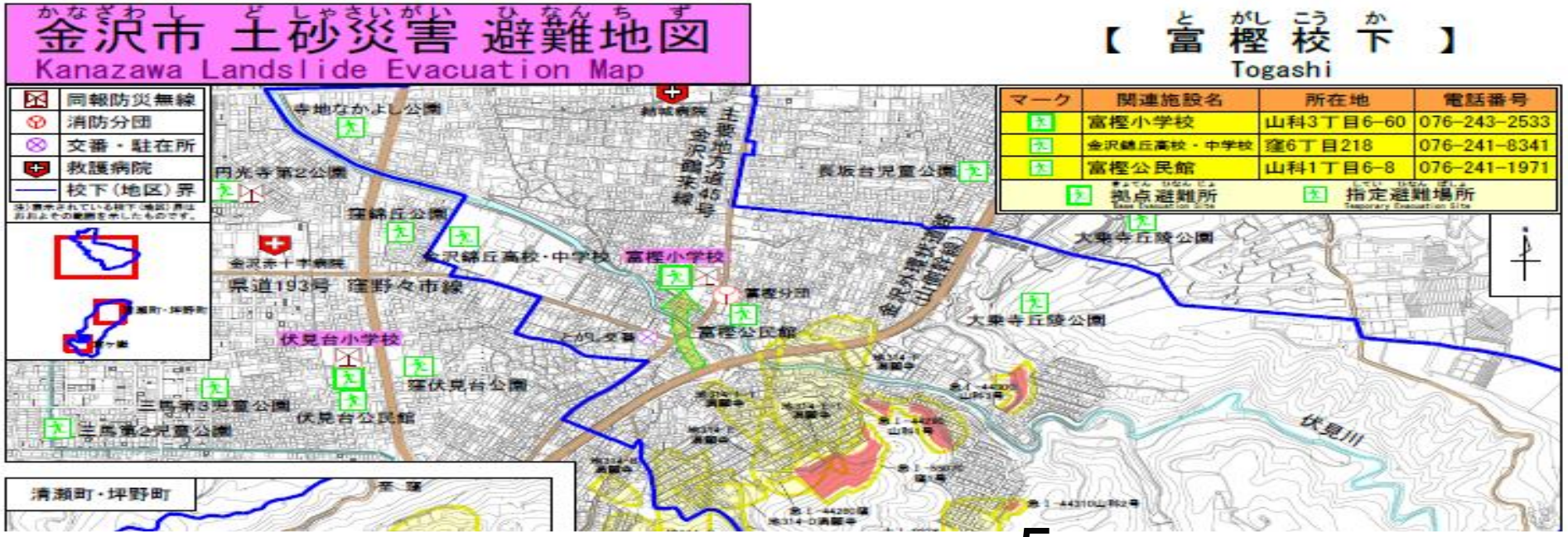

◆風水害ハザードマップ

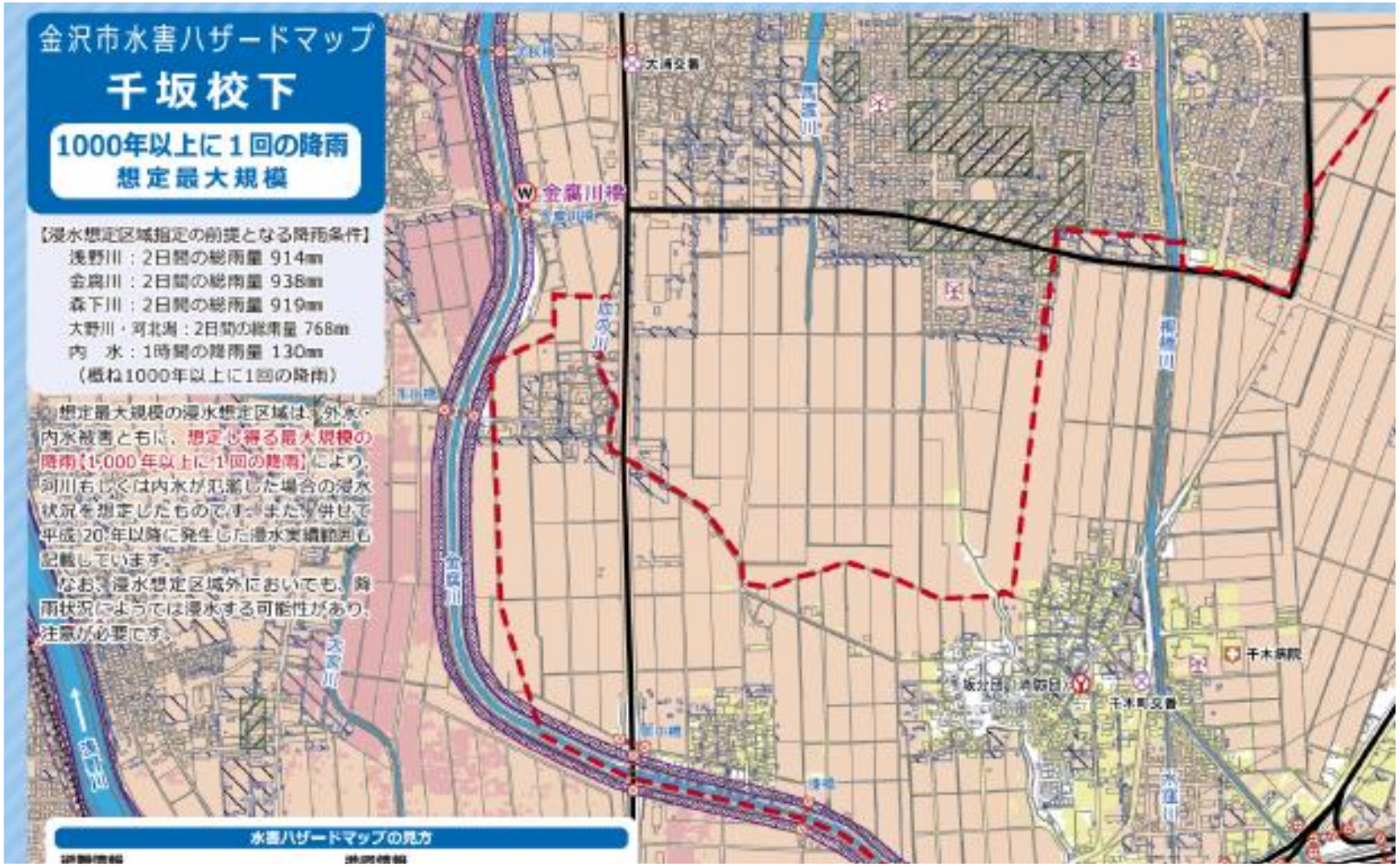

平成8年犀川水害
（高畠3丁目付近）

平成20年浅野川水害
（浅野川大橋付近）

A-4．優先業務の設定

事業者のご質問・ご意見≫
〇災害時の給食等の対応方法を知りたい。
〇計画に何を義務として入れたらよいか。
〇ケア内容等のシステム化が進んでいるが、データの保存方法等をどうするか。

◆優先業務を設定するための検討段階
①ライフラインの停止・復旧予測
②優先業務期間の設定
③物品の備蓄内容
④人員体制
⑤上記を踏まえた、特に介護サービスを中心とした対応業務の設定（提供するもの、しないもの）

ご参考）

.時系列の業務方針

経　過 目安	発災時 夜勤者のみ	発災後 ６時間	発災後 １日	発災後 ３日	発災後 ７日
出勤率	５％	３０％	３０％	５０％	100%
在庫量	100%	９０％	７０％	２０％	通常
ライフ ライン 復旧率	電気　0% 水道　0% ガス　0%	電気　0% 水道　0% ガス　0%	電気　0% 水道　0% ガス　0%	電気　50% 水道　30% ガス　20%	電気 100% 水道　50% ガス　30%
業務基準	職員、入居者の安全確認のみ	生命と安全を守るための必要最低限の業務	食事、排泄介助中心。その他は休止や減	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づける	ほぼ通常に回復
食事 サービス	－	備蓄食 備蓄飲用水使用	炊き出し、栄養補助食品 備蓄飲用水使用	インフラ復旧の範囲で調理再開 備蓄又は水道による飲用水使用	インフラ復旧の範囲で調理再開 備蓄又は水道による飲用水使用

2．介護業務（◎：必須、〇：状況に応じて実施、×：実施しない）

業　務	優先度	サービスレベル
起床時	◎	バイタルチェック、ウェットティッシュで洗顔、口腔ケア
排　泄	◎	通常通り
離　床	〇	無理に離床を勧めないこともあり
食事・補水	◎	備蓄食材を使用して提供
移　動	◎	介助歩行者の車いす利用もあり
入　浴	×	清拭に切り替え
就寝前	〇	口腔ケア
通院介助	〇	通院が可避な場合のみ実施

◆データの保存は、外部のクラウド保存が有効。

「B．平時対応」関連

B-1．避難計画策定

事業者のご質問・ご意見≫

〇避難場所が近所の公園だが、避難が長引くようなときはどこに移動したらよいか。

〇災害時に多くの情報を得るにはどうすればよいか。

◆避難場所として、近隣の福祉避難所や公共施設、学校などを想定し、安全な避難ルートの割り出しや入居者の心身状況による避難時間を設定、避難確保計画を作成する。（協会モデルに作成方法例あり）

◆情報収集方法としては、気象庁の防災気象報⇒自治体による警戒レベル、また、気象庁の「キキクル（危険度分布）（通知サービスもあり）」、また民間（ウェザーニュース社）の河川水位情報カメラの視聴、自治体の緊急通報メール、等がある。

◆水防法上の指定施設の場合、作成する避難確保計画をホームのＢＣＰに一冊化することが有効。

B-2．研修・訓練の実施

事業者のご質問・ご意見≫

〇訓練において実施すべき内容を知りたい。

◆一般的に考えられる訓練は以下の通り。

訓練名	内　容	頻　度
ＢＣＰ机上訓練	・災害時の被害想定 ・発災時対応業務の確認 ・緊急時連絡方法確認　　、等	年1回（4月） ※新入職員配置後
避難訓練	・入居者、近隣住民との実動訓練 ※消防訓練との整理は所轄消防署と協議 ・夜間想定の机上訓練 ・館外避難場所への誘導訓練 ※「避難計画書」に基づき実施。	年1回（9月）
安否確認訓練	・居室巡回の実動訓練／机上訓練	年2回（4月、9月）
職員参集訓練	・参集ルート確認の机上訓練	年2回（4月、9月）

B-4．物資の備蓄

事業者のご質問・ご意見≫

〇最低限必要な備蓄物資の品目や数量を教えていただきたい。

〇非常時に備えておくべき物品は何か。

◆何を備えるかを、様々な切り口で考える。

①インフラ停止対応（電気、ガス、水道）

②食事関係：想定される期間分×入居者・職員数分

③その他サービスに必要な物資

④地域性の配慮

参考.

〇介護・医療用品　※入居者の介護状況にもよる

紙おむつ　〇枚	Ｐトイレ　〇台	尿器　〇個	毛布　〇枚
紙パンツ　〇枚	簡易トイレ　〇台	ティッシュ　〇箱	医薬品　〇セット
おしり拭き　〇箱	凝固剤　〇袋	大型ゴミ袋　〇枚	手動吸引器　〇個
尿パッド　〇枚	携帯トイレ　〇袋	バスタオル　〇枚	
ディスポ手袋　〇枚	ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ　一式	清拭用タオル　〇枚	

B-6．人的体制

事業者のご質問・ご意見≫

〇住宅型ホームで職員が少なく、どのように分担して災害対応を図ればよいか。

〇職員が少人数の施設で行える対策が知りたい。

◆以下は協会モデルの「職員参集基準」、「緊急時連絡方法」。職員が少ないホームの場合は、①初動は全員、②優先業務は職種ごと、の考え方になるのではないか。

1．職員参集基準

<table>
<tr><th>職　種</th><th>第３配備
（震度６強以上）</th><th>第２配備
（震度５強・６弱）</th><th>第１配備
（震度５弱）</th></tr>
<tr><td>管理者</td><td rowspan="3">出　　勤</td><td rowspan="2">出　　勤</td><td>ホームに状況を確認し、必要と判断すれば出勤</td></tr>
<tr><td>各サービス責任者
看護師
防火管理者</td><td>ホームの招集により出勤</td></tr>
<tr><td>一般職員</td><td colspan="2">各サービス責任者の指示により出勤</td></tr>
</table>

		（緊急招集に備える）	
○ただし、自身や家族が死傷した場合、自宅が被災した場合、出勤に危険を伴う場合、については、出勤の必要はないものとする。この場合は適時、ホームに連絡すること。			
出勤者			
統括チーム	○名 （　　）	○名 （　　）	○名 （　　）
避難チーム	○名 （　　）	○名 （　　）	○名 （　　）
応急救護チーム	○名 （　　）	○名 （　　）	○名 （　　）
介護チーム	○名 （　　）	○名 （　　）	○名 （　　）
食事チーム	○名 （　　）	○名 （　　）	○名 （　　）

【緊急時連絡方法】

1．統括チームは、ＬＩＮＥグループにてＢＣＰ発動を職員全員に同報する。
2．各職員は、安否状況および出勤可否について報告する。

その他.

事業者のご質問・ご意見≫

①策定済みのＢＣＰの正しさが分からないため、一から講義を受けたい。

◆詳細については、市のＨＰで協会モデルと本動画をご視聴いただき、自ホームに落とし込んで検討をいただくことも有用。（協会会員には個別対応を実施している）

②法人の方針とのすり合わせで話が止まっている。
定期的な見直しと、職員周知が必要だと感じている。
実際の有事の際にもしっかりと動けるようにしておくことが必要である。

◆法人とホームが異なる場合、ＢＣＰの総論的な部分は共通項目とし、ホームの個別性のある部分は、ぜひ現場の職員全員が分担して計画を策定していただきたい。そのうえで、訓練等を通じて夜勤帯を含め職員が適切に行動できるよう、習熟化を図っていただきたい。
また、計画の見直しはＰＤＣＡで定期的、また職員が気づいたときに実施していただきたい。

③協会会員ホームで被災した場合の対応は。

◆状況により登録ホームへのご連絡、具体的な支援方法を迅速に検討し、支援する。

（これまでの主な会員支援）

災害名	支援内容
阪神・淡路大震災	○義援金活動
東日本大震災	○被災ホームに対し、延べ約６０トンの米、おむつ、生活支援物資を無料で配給。
熊本地震	○被災ホームに、生活支援物資を無料で配給。 ○医療依存度の高い入居者の、福岡県内ホームへの緊急避難を実施。
令和元年度台風 19 号	○福島県から静岡県までの被災ホームに対し、飲用水を約 7，200 リットル無料で配給。
令和２年度熊本豪雨	○球磨川近在ホームと自治体との連絡調整。

全国有料老人ホーム協会とは

ご入居者が安心して暮らせる、職員の皆さまが安心して働ける高齢者向け住まいのために会員事業者（高齢者向け住まい運営事業者）の皆さまへの各種支援、ご入居者からの苦情相談への対応、個人のお客様の入居に関する相談の受付、情報提供や講師派遣、および地方自治体との連携、等の事業に取り組んでいます。

事業者の皆さまへ向けた事業

安心・安全・質の高いホーム運営を
サポートするための事業を実施しています。

- **日常的な業務支援・情報提供**
  会員事業者様におけるホーム運営上の課題、制度改正対応、行政指導対応などについて、日常的な相談対応を実施。
- **職員研修**
  施設長として求められるスキル獲得のための研修、動画による新入職員研修、などを実施。
- **有老協・有料老人ホームあんしん宣言**
  入居者の安心と安全を守る観点で策定した自主宣言。入居検討者の皆さまがホームを選択するうえでの指標となるよう普及を促進。
- **サービス第三者評価**
  会員ホームのサービスの質の向上を目的とし、外部の評価機関による評価を実施。積極的にサービスの質の向上に取り組むホームを支援する事業。
- **会員のコンプライアンス経営支援**
  入居契約書や広告などホーム運営に必要な書類の作成にあたり、法令等に基づいたサポートを実施。

事業者のために
事業の質を向上

有料老人ホーム業界において
「入居者保護」
「事業の健全発展への貢献」
を目的に活動しています。

入居者のために
相談・保証・支援制度の充実

入居者等の皆さまへ向けた事業

- **入居者生活保証制度**
  老人福祉法上、前払金を受領するホームは事業者の不測の事態に備えた保証を準備する義務があり、「入居者生活保証制度」は、その保証のための制度。
- **入居者生活支援制度**
  会員ホームが天災や経営危機などで、入居者へのサービス提供が困難になった場合、本協会が人的・物的支援を行いご入居者の生活を支える事業。
- **相談対応（苦情相談／入居相談）**
  ご入居者やそのご家族からの苦情に対応、お客様の希望に沿ったホームを選択いただくための入居相談に応用。
  また、年会費無料の「輝・友の会」を運営。
- **講師派遣**
  全国の自治体や消費生活センター、地域包括支援センターからの依頼に応じて消費者講座へ講師を派遣。業界に関する基礎知識やホームの選び方をテーマに講演を実施。
- **ホームページ**
  ホームの選択に必要な知識、会員ホームのご紹介や安心・安全を更に高いレベルで取り組んでいるホームに関する情報など、様々な情報を提供。

自治体との連携

自治体の皆さまへ向けて、定期的な情報提供や自治体担当者向け研修等の情報発信を行うことで双方向の連絡体制を構築し、自治体の有料老人ホームに対する指導運営をサポートします。

２０２３年６月、正会員資格に加え、「情報会員」資格を設置しました。（詳細は協会ＨＰで）

〔情報会員〕

入会のご案内

公益社団法人　全国有料老人ホーム協会は2022年で設立40年をむかえ、
有料老人ホーム事業に関するノウハウを、様々な形で会員の皆様にご提供してまいりました。
2023年6月15日、運営する全てのホームの総居室数が40室以下の法人様向けに、
入会しやすい制度として、新たに「情報会員」を設置しました。
「情報会員」は、セミナーや研修への参加、HP等からの情 報の取得、日々の運営に関する
ご照会などを主な目的としています。貴法人の更なるサービス品質向上にむけて、
豊富なコンテンツと相談体制をご用意しております。
日々の運営でお困りの事はありませんか？安心できる相談先として有老協がお手伝いします。
ぜひご入会いただき共に考えていきませんか？

ご入会のメリット

1 コンプライアンス面で安心です。

有老協は指導指針の見直しに関わっており、自治体指導内容を熟知したサポート体制があります。

❶ホーム運営に役立つ情報が入手可能です。
- 「協会通信」（毎月１回 web 発行する会員限定の情報誌）。
- ホームページ上の会員専用ページやメールなどで、随時行政情報や会員限定の情報を入手可能。

❷ホーム運営に役立つ研修が受講できます。
- 施設長向けの多面的なスキル習得を目的とした研修（会員価格で受講）。
- 職員のスキルアップを目的とした会員限定の様々な研修。
- 事業課題解決のための、会員限定のオンラインセミナー。
- 関連他団体主催の研修情報提供。

❸賛同会員（商品、サービスの提供事業者）などから、有老協会員限定でのホーム運営に役立つ優待サービスが利用できます。

2 各種相談窓口が利用でき運営面で安心です。

❶気軽にお電話等で事業相談、運営相談等が利用でき、解決に向けてサポートします。

❷有老協は、ホームの入居者や家族からのご相談に対し、解決への支援を実施しています。

❸重要事項説明書の「苦情相談窓口欄」に有老協の記載が可能で入居を検討されているお客様の安心材料の一つになります。

3 有料老人ホーム賠償責任保険に加入いただけます。

有料老人ホーム等の高齢者住まいの運営事業、その他訪問介護等の居宅サービスについても、団体保険として範囲が広くご加入いただけます。

公益社団法人　全国有料老人ホーム協会

ご入会方法について

1 年会費（入会金は無料、４月～翌年３月末分）

※運営される全てのホーム（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の総居室数が 40 室以下の法人様が対象となります。

総居室数	年会費額
1～30 室	30,000 円 / 年
31～40 室	40,000 円 / 年

※年度途中にご入会の場合は、ご入会月の翌月から年度末までの月数分となります。

2 お手続き

必要な書類をご提出いただき、協会で内容を確認後ご入会いただけます。
お申込み方法の詳細は協会ホームページでご確認下さい。
ご不明な点につきましてはお気軽にご相談下さい。

お問い合わせ

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
〒103-0027　東京都中央区日本橋 3-5-14
アイ・アンド・イー日本橋ビル７階
電話 03-3272-3781(代表)　FAX 03-3548-1078
※ご入居・苦情など、一般の方からのご相談は下記まで
電話：03-3548-1077（ご相談）
月～金曜日 10 時～ 17 時（祝日・年末年始を除く）

交通案内
- JR「東京」駅八重洲中央口から約420m
- 東京メトロ銀座線・東西線「日本橋」駅B1出口から約270m
- 都営地下鉄浅草線「日本橋」駅B1出口から約270m

高齢者向け住まいや介護に関するお役立ち情報を発信！

有老協 運営法人向けサイト　個人のお客様・消費者向けサイト　YouTube 有老協チャンネル

協会公式 Twitter https://twitter.com/yurokyoukai　YouTube 公式チャンネル https://www.youtube.com/@yurokyo1077